

第2回八街市農業委員会総会

平成24年2月20日

八街市農業委員会

平成24年第2回農業委員会総会

平成24年2月20日午後3時40分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 16. 中川利夫 |
| 2. 立崎義久 | 10. 栗原十三男 | 18. 石井とよ子 |
| 3. 武藤 功 | 11. 関口芳秀 | 20. 菅野喜男 |
| 4. 宮部 操 | 12. 小山優一 | 21. 三須裕司 |
| 5. 赤地達雄 | 13. 飛田育男 | 22. 川野 繁 |
| 6. 内藤富夫 | 14. 瀬山哲信 | |
| 7. 林 和弘 | 15. 井口政直 | |

2. 欠席者

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 9. 岩品要助 | 17. 加藤孝一 | 19. 関端 旭 |
|---------|----------|----------|

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義 |
| 副主幹 | 梅澤孝行 | 主査補 | 山浦美江子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないこと
の承認について
- 議案第5号 農地法第3条関係事務指針の承認について

5. その他

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時40分)

川野会長

平成24年度第2回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今年は節分が終わって半月になるんですが、いまだに寒さが厳しく、雪が降るような状態でございます。皆様方、十分に健康を管理されて、風邪を引かないようにしていただきたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、大分減りまして、農地法第3条、5条、本体で7件が提出されております。農地利用集積計画の承認6件、農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことの承認について、農地法第3条関係事務指針の承認について1件、合わせまして15件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は19名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、関端委員、加藤委員、岩品委員より、欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

1月26日、木曜日。午後10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、川野会長、宮部委員、内藤委員出席のもと実施いたしました。

2月6日、月曜日。午後1時30分から、転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、赤地委員、井口委員出席のもと実施いたしました。

2月9日、木曜日。午後1時30分から、やちまた女性のつどいを市の総合保健センター大会議室で開催されまして、川野会長と私が出席いたしました。

2月15日、水曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席者、三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、宮部委員出席のもと実施いたしました。

2月16日、木曜日。午前10時30分から八街市地域農業再生協議会通常総会が市の総合保健センター大会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

同じく2月16日、木曜日。午後2時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いたしまして、出席委員、三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、加藤委員、宮部委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号14番の瀬山委員、16番の中川委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第1号の説明の前に、1カ所、総会の資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の4ページ、隣の議案第2号なのですが、議案第2号の4番になります。面積の下の転用地の売買価格が2万円となっておりますが、これを1万6千722円に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明します。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積2千122平方メートル。権利者事由は、経営規模を拡大したい。義務者事由は、高齢のため、農業経営を廃止する。

次に、番号2、区分一括贈与、所在四木字西四木、地目畑、面積21筆合計で3万1千31平方メートル。八街市字布田入、地目畑、面積4千714平方メートル。合計22筆で3万5千745平方メートル。権利者事由は親から農地の生前一括贈与を受け、農業経営を譲り受け、農業に専念する。義務者事由は農業者年金受給のため、後継者の息子に農地を生前一括贈与し、農業経営を移譲する。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、報告いたします。

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査報告について報告いたします。

申請地は、市役所より北に約3キロメートル。境界は石杭が入っております。現況は畑できれいに耕作してあります。

進入路はありませんが、権利者の所有農地と隣接地でありますので、問題は特にありません。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機5台、フォークリフト1台、2トン車1台、軽1台。労働力は権利者及び世帯員が3名、年間農作業日数は権利者が250日、世帯員が平均350日です。

また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現

在、所有する農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年間における農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に確保するについても支障ありません。

その他の参考事項としては、営農計画は表作がスイカ、裏作としてニンジンを作付けする予定であり、通作距離は自宅から申請地まで、約90メートル、徒歩で約3分。

以上の内容から権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

2番、関端部長が今日は欠席なので、梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

本来であれば、近隣の委員の方をお願いするところですが、関端部長が急遽欠席ということで、また、私が代理で発表を依頼されましたので報告いたします。

議案第1号2番、農地法第3条の申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、農業者年金受給のため、息子である後継者に経営を移譲するため、所有農地すべてを生前一括贈与し、所有権を後継者に移転するための申請であります。

申請地については、位置は八街駅から南へ約10キロメートル。申請人の自宅の周辺であり、境界は確定しております。現況はきれいに耕作されており、問題ありません。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機4台、トラクター3台、トラック1台です。労働力は権利者及び世帯員が3名です。年間農作業従事日数は権利者が300日、世帯員が平均300日となります。

また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有する農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項といたしまして、営農計画は夏作でスイカ、落花生、冬作でニンジン、大根、通年でサツマイモを作付けする予定であります。通作距離ですが、申請地のほとんどが自宅周辺であります。

以上の内容から権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひします。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から4番までを議題
といたします。
事務局、説明願ひします。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番までに
ついてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、専用住
宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、手狭なため当該申請地に専用住宅を建
築したい。

番号2、区分使用貸借、所在八街字北側、地目畑、面積232平方メートル。転用目的、長
屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

番号3、区分使用貸借、所在八街字神林、地目畑、面積6千402平方メートルのうち29
0.82平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、設備工事業を営んでいるが、従
業員の増加や業務拡張に伴い、現在、利用している事務所の敷地では手狭なため、当該申請地
を資材置場として利用し、利便性を図りたい。

番号4、区分売買、所在沖字南沖、地目畑、面積299平方メートル。転用目的、資材置場
用地。転用事由、廃品回収業の開業に伴い、回収品の保管場所が必要となるため、自宅に隣接
している当該申請地を置場として利用したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、小山委員、お願いいたします。

小山委員

議案第2号1番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北西に約2.2キロメートルに位置し、接道条件は位置指定道路となっております。

資金については、借入金で賄う計画です。

農地性ですが、事務指針29ページ、の(A)のBに該当する第2種農地となっております。申請地に対する隣接農地は義務者だけで、問題はありません。

また、被害防除ですが、ブロック積みを施工するため、土砂の流出はありません。雨水は浸透枘、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、既存位置指定道路内の側溝に放流することです。権利者は現在、アパートに居住するが、家が手狭になったため、申請地に新築したいということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

川野会長

2番、宮部委員、お願いいたします。

宮部委員

議案第2号2番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南、約300メートルに位置し、進入路は既存の道路、公衆道路ですが、接道は確保されております。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、のBに該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請人は安定した収入を得たいということで、申請地の232平方メートルの土地に長屋住宅、これはアパートなんですけれども、1棟敷地面積77.2平方メートル、延べ床にすると3階建てですので、200平方メートル強になる1棟を建築するというこ

とです。資金については、借入金で賄う計画であり、小作人、権利移転に対して支障となるものはありません。

周辺農地への影響ですが、申請地の周りに農地はなく、影響を与えることはありません。

用水については、上水道は公共水道を利用し、雑排水は既存下水道に接続して放流することです。雨水については、浸透アスファルトにより自然浸透させ、敷地内に浸透枘を設置して、敷地内浸透処理をするということです。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長

続いて、3番、栗原委員、お願いいたします。

栗原委員

議案第2号3番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西方向へ約5.3キロメートル。八街市スポーツプラザから北西方向へ約1.6キロメートルの地点に位置し、八街市道と接続する赤道に接しており、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地の東側は権利者の実家である義務者宅に隣接しています。また、申請地の周囲には、農地の広がりが見られたため、事務局に広がりについて確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の広がりがある農地に隣接している第1種農地であることが確認できました。しかし、本件の権利者が実家から約200メートル離れた場所に自宅兼事務所を建築し、生活しており、申請地が父親所有の畑であること、さらに本件の資材置場は権利者が代表を務める設備会社の資材置場であることなどから、農地転用事務指針31ページの㉞の(A)に記載されている許可することができることとされている例外事由の申請に関わる土地の周辺に移住する地域において、移住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断いたしました。

事業資金につきましては、自己資金で行う計画です。

また、申請地には小作権等の転用に支障となる権利設定などは添付資料の土地登記簿謄本を確認する限り、設定されておりません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、申請地と隣接農地の境界には、土堰堤を設け、雨水及び土砂の流出防止に努める計画になっており、排水計画は申請地全体に砕石を敷き、自然浸透による宅内処理を行う計画です。

隣接農地所有者への説明状況ですが、所有者は義務者の父親であり、何ら問題がないと判断いたしました。

権利者は申請地の選定理由について、自宅周辺の土地について、地権者10人以上と交渉しましたが、売買や賃貸の意思がないなど、または面積不足や土地所有者の所在が不明で交渉ができなかったため、父親に相談して自宅から近い実家に隣接する本件申請地を選定したとのことであります。

権利者は、現在の事業を始めて10年以上がたっており、自宅敷地内を車両置場、実家にある作業場を資材の仮置場として利用しており、転用目的である資材置場の必要性は認められております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

続いて、4番、林委員、お願いいたします。

林委員

それでは、議案第2号4番について調査報告を申し上げます。

申請地は県道千葉川上八街線より、県道岩富山田台線を南へ市役所より約10キロメートル地点に位置しております。

進入路は市道に面し、確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的が自宅の隣地であり、以前より土地所有者に買い入れの希望を伝えてあり、合意が得られたため、代替性はないと思われます。

次に、申請面積299平方メートル。目的との関係において妥当と思われます。

資金の確保につきましても、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接に対する被害防除計画ですが、周辺は住宅地であり、その他は申請者の所有地であることから、問題ないと思われます。

この計画を隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受け、納得しているとのことでありました。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。

以上のことから、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号5番については、部会案件でございますので、農地部会2班に担当していただきました。

班長の関口副部長から説明をお願いいたします。

関口副部長

では、報告をいたします。

議案第2号5番は農地部会第2班が担当ですので、私が発表をいたします。

区分、賃貸借、所在八街字北四番、地目畑、面積1千518平方メートル。義務者事由、資材置場用地。権利者事由、現在、土木工事業を営んでいるが、業務拡張に伴い、資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

では、16日に面接調査をしたので、その結果を報告いたします。

調査委員として、農地部会第2班全員と三須副会長、鈴木農地部長、地区担当委員として宮部委員、事務局より山内主査補と森主査補が出席いたしました。

調査日及び場所。平成24年2月16日、木曜日。八街市役所第1会議室にて行いました。

申請者、権利者代表取締役の方と、代理人として測量設計の方、義務者本人が出席いたしました。

4番、権利者の主な事業内容。外構工事等の土木工事業を全般に経営しているそうです。義務者が申請農地を手放す理由、生活資金として使いたいそうです。

会社の概要、年商1億円、従業員数14名うち作業員が10名。保有車両11台。社用車1台、トラック4台。内訳2トン車2台に4トン車2台。重機大小を入れて6台所有しているそうです。

事業計画、土地利用計画、資材置場用地。申請地選定理由、八街、成田等の仕事が増えてきているので、現場に近い場所を選んだ。また、賃料が安い。ここは賃貸借だそうです。

必要性としては、現在の資材置場が手狭なため。ちなみに場所は九十九里にあるそうです。かなり遠いので、こちらを選んだそうです。

既存施設については、あります。ありの場合の既存施設について、処分する、返却する、継続利用するは、返却するそうです。

造成及び排水処理計画について。1、造成工事内容、土地が低く北側については、まず番線を張り、その他は既存ブロックで囲まれております。進入路は現在1メートルちょっとの段差がございますけれども、既存の道路よりスロープを設け、そのまま使用する。

排水処理計画。敷地内処理、遊水池を設ける。

資金計画は自己資金。隣接農地に対する同意状況及び被害防除策について。同意状況、まず同意済みという申請が出ておりましたけれども、地元委員として宮部委員が出席してくれてお

りましたので、再度隣接の方に聞いていただいたら、まだ、正確な説明は後日来るということ
ですけれども、来ていないということでした。そのことを聞き質しましたところ、改めて伺い
ますということでした。しかしながら、今日に至って、隣接者から進入路の通行について異議
ありという問題がありましたので、先ほど農地部会と事務局で相談した結果、この件において
は保留ということで意見がまとまりました。

以上で報告を終わります。

川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

宮部委員

私はよくわからないんですが、この記録というのが最後まで残るわけですか。この許可申請
書の記録というのは。みんな調査した記録というのは最後まで。いろんな調査をするために、
これが配付されたでしょう。地元委員とか、こういうのを。5条には許可申請書と、この記録
があるでしょう、全体の。これは最後まで残るわけですか。

藤崎事務局長

申請書の控えでございますが、基本的には保存期間が多分こういう書類につきましては5年
は保存期間がございますので、5年間は市の方で保存しておくという形になると思います。

宮部委員

わかりました。それで、隣地の耕作者は、ここには特に異議はありませんでしたということ
になっていて、これは全然隣地の意見等は聞いていないわけですよ。では、これは間違いと
いうことで削除ということになるのですか。

山内主査補

今回の場合、事業計画に書かれている説明状況と異なるということで、今日の午前中に説明
の経過、説明書が提出されておりますので、今日提出された説明書をもとに進めたいと思っ
ています。

宮部委員

わかりました。

川野会長

あと、ご意見ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

なければ、班長報告どおり、来月までの間にということで、保留ということで賛成の方の挙
手をお願いいたします。

川野会長

挙手全員でございますので、班長報告どおり保留ということに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についての1番から5番までを議題と
いたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についての1番から5番までをご説明いたします。

八街市長より平成24年2月15日付で、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在四木字東四木、地目畑、面積11筆合計で1万6千310平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年、再設定です。

次に、番号2、所在山田台字山田台、地目畑、面積10筆合計で1万6千847平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、再設定です。

次に、番号3、所在吉倉字瀬田入、地目畑、面積1千133平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

次に、番号4、所在八街字七本松、地目畑、面積3千平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、新規です。

次に、番号5、所在文違字文違野、地目畑、面積2筆合計で3千396平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は2年2カ月、再設定です。

以上、1番から5番までの新規2件、再設定3件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号6番についてを議題といたします。

この案件は、中川委員に関連しますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、中川委員の退席を求めます。

(中川委員退席)

川野会長

事務局の説明をお願いいたします。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第3号、番号6についてご説明いたします。

番号6、所在文違字南台、地目畑、面積2筆合計で3千170平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、再設定です。

この件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号6番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。

中川委員の着席を許します。

(中川委員着席)

川野会長

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時35分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことの承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことの承認についてご説明いたします。

最初に、議案の方を朗読したいと思います。

農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積（下限面積）について、次の理由により設定しないことについての承認を求める。

理由。

市内の平均的な経営規模が約200アールであることから、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため。

（設定しない場合は、農地法で規定されている50アールが下限面積となる。）ということになります。

それでは、農地法第3条第2項第5号についてですが、本日お配りいたしましたA3の資料をごらんいただきたいと思います。

一番上の1番と書いた資料になります。

1番の資料の右側の上になります。農地法第3条2項（抜粋）と書いてあります。

（5）第1号に掲げる権利を取得しようとする者、または、その世帯員等が、その取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及び、その取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも北海道では2ヘクタール、都道府県では50アール（農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合ということでございます。

その次の農地法施行令の抜粋につきましては、第20条では、第1項で別段の面積を設定する際の基準、第2項では第1項の基準に関わらず、設定できる状況の規定と注意点が定められております。

これは、文章ではわかりにくいのですが、わかりやすく申し上げますと、農地法では農地の権利取得後の農地面積の合計、すべての経営面積が都道府県では50アール、新規就農の場合ですと、都道府県では農地法上が50アール必要だと。北海道では50アールではなくて2ヘクタール以上なければ、権利の移動ができないと定められています。この面積を別段面積、ま

たは下限面積といい、従来は都道府県の判断により、この面積を引き下げることができました。平成21年12月15日に施行されました改正農地法では、この引き下げについて、都道府県の判断ではなく、現場の実態を熟知している農業委員会が判断できることとなりました。

それでは、今の1番の資料の左の下をごらんいただきたいと思います。

昨年8月に総会時に配付いたしました農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省経営局長通知の抜粋でございます。下の の下限面積（別段面積）の周知及び公表、農地法第3条第2項第5号の別段面積（以下「別段面積という」）を設定している場合は、設定した別段面積及び設定理由を設定していない場合は、その理由を市町村のホームページ等により周知すること。また、毎年、別段の面積の設定または修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果に基づき検討し、当該検討結果を市町村のホームページで公表するとなっており、昨年の総会でもご承認をいただきまして、50アールということで、ホームページ上に公表したものでございます。

続きまして、その次の2枚目の2番という資料をごらんいただきたいと思います。

上に2010農林業センサスと書いてありますが、一昨年に実施いたしました、これは農林業センサスの数値でございますが、真ん中よりちょっと下のあたりになります、アンダーラインを引いてございます。八街市でございますけれども、1経営体当たりの経営面積でございますが、一番右に行っていただくと、1.94ヘクタール、約2ヘクタールとなりまして、八街市の場合は、大体1経営農家当たり大体約2ヘクタールほどの農業経営を行っているということになります。

また、農地の利用状況につきましても、昨年と比べまして大きく変わっていないことなどから、八街市としては農地法の50アールのままで、さらにその下の方に50アール以下ということで設定はしない。要するに別段面積は設定しないこととして、今回、議案の方を上程したものでございます。

また、参考といたしまして、次のページの3番、これは両面資料がございますけれども、昨年10月1日の千葉県内で、この面積を50アール以下の面積を設定してあるところの状況の表でございます。人口の多い千葉市とか、習志野市とか、そういう比較的農業経営が小規模なところとか、あと、夷隅郡、安房郡とか、南部地域で若干1農家当たりの農地面積が小さいところが、この別段面積を50アール以下で設定している状況でございます。印旛地域におきましては、別段面積、下限面積を設定しないような状況でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質問、ご意見がございましたら、お受けいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

川野会長

なければ、お諮りいたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第3条関係事務指針の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第5号、農地法第3条関係事務指針の承認について説明いたします。

平成22年6月22日に閣議決定した地域主権戦略大綱において、都道府県知事が処理をしている農地及び採草放牧地の権利移動の許可、いわゆる農地法第3条第1項の許可については、すべて市町村農業委員会へ委譲することとされたことを受けまして、都道府県知事が行う農地等の権利移動の許可権限をすべて農業委員会に委譲することとなりました。

具体的に言いますと、今までは住所のある市町村の区域内にある農地等の権利の取得は、市町村の農業委員会の許可、要は八街市内に住所のある農家の方が、八街市内の農地を農地法第3条の規定により権利取得する場合につきましては、市町村の農業委員会の許可。それ以外の市外の方が八街市の農地の取得をする場合については、県の許可となっておりますが、この許可をすべて地元の農業委員会に委譲されることとなりました。簡単にいえば、4月1日以降に八街市内の農地を農地として利用する権利の移動が、すべて八街市の農業委員会の許可が必要となることとなりました。

また、県は農地法第3条の許可、事務がなくなるため、今年の3月31日をもちまして、県の農地法第3条の事務指針が廃止となります。このため、八街市独自の農地法第3条許可の事務指針を今回作成するものでございます。

事前に郵送にてお送りいたしました事務指針案でございますが、これは県の事務指針を参考にいたしまして、一部修正してあり、主な変更点といたしましては、千葉県知事に関する事項を削除、また、削除に伴い一部内容変更、また、見やすくするために判例を一括して後のページにまとめて掲載したものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

ただいま説明が終わりましたので、質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

鈴木部長

今度は県外から来ても八街市の処理ですか、これは。そうすると、営農状況なんか、どういうふうに判断するんですか。その辺が難しい問題があるので。

梅澤副主幹

八街市内の方であれば、今までどおり、地元の農業委員さんが判断できますが、市外の方につきましては、必要に応じて現地調査を行う場合も想定されますし、あまり遠距離の場合、全

国農業会議所の方で共通の様式、申請人本人から承諾を得て、地元の農業委員会に照会をして、地元農業委員会から営農状況を回答してもらおうと、そういうような案を考えているようでございます。ですから、確かにこの近隣であれば、行って確認することが可能なんですけれども、例えば何らかの事情があって、こちらの農地も借りたいという場合には、確かにあまり遠いところだと現地に行けない場合もありますので、そういうような、今、全国農業会議所の方で共通の書式を考えているようでございます。

なお、これにつきましては、きちっと決まった段階で、また、委員の皆様にはご説明の方をしたいと思えます。

以上です。

川野会長

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号については、承認することに決定いたします。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他に移ります。

事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、私の方から、来月の予定でございますが、2月23日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、関端部長、内藤委員、中川委員ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月5日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査、担当委員、三須副会長、林委員、加藤委員ということでございますので、よろしく申し上げます。

3月14日、15日、時間は同じく午後1時30分から部会の現地調査と面接調査ということで、次回は農政部会の第2班からということになりますので、準備の方をよろしくお願いしたいと思います。

3月19日、月曜日が総会。

3月22日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、鈴木部長、岩品委員、石井委員ということですので、よろしくお願いいた

します。

私の方からは以上です。

梅澤副主幹

それでは、今回、地元案件がありました委員の方は、総会終了後に現地調査票の提出をお願いいたします。

また、今回、事前に地元案件、部会案件で配付いたしました申請書等の関係資料につきましては、保留となったものは別で結構なんですけれども、個人情報がございますので、次回の総会時にご返却されますようお願いいたします。

以上です。

川野会長

そのほかに、委員の方から何かありますか。

(「なし」の声あり)

川野会長

なければ、これで閉めたいと思います。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時53分)

議事録署名人

議 長

1 4 番

1 6 番